TOPICS FEVER

地球温暖化に関する意識調査にご協力を

対象者に調査票を送りました。調査票が届いた方は、1月10日 金までに回答をお願いします。

図調布市に住民登録をしている16歳以上の方から無作為に抽出した約3000 人と市内事業者300事業者

圓環境政策課☎042-481-7086

担当民生委員・児童委員の変更

民生委員・児童委員は、社会福祉に関する地域住民への情報提供や相談 を受け、問題解決のお手伝いをしています。

次の地区にお住まいの方は、今後は、次の委員へご相談ください。

地区・氏名/仙川町2丁目1~13・塚本依子☎03−3300−6707 (敬称略) 仙川町2丁目14以降・田中次郎☎090−5407−4579

仙川町3丁目全域・中山のり子☎03-5315-6395

間福祉総務課☎042-481-7101

国民健康保険加入の皆さんへ

マイナンバーカードと 健康保険証の一体化

12月2日をもって健康保険証の交付を終了し、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しました。現在お持ちの国民健康保険証は内容に変更がない限り、有効期限(最長令和7年9月30日)まで使用できますので、マイナ保険証の有無にかかわらず大切に保管してください。なお、有効期限が近づいたら、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、お持ちでない方には資格確認書を送付します。

他詳細は市田参照

間保険年金課☎050-1720-3706

審議会等の会議の傍聴

※車いすや手話通訳を希望する場合は要事前相談

第4回図書館協議会

■1月16日休午後2時~(受付1時45分~)

丽文化会館たづくり10階1002学習室

定当日先着5人

週中央図書館☎042-441-6181

第3回地域福祉推進会議

1月23日休午後6時30分~8時

励文化会館たづくり10階1002学習室

定当日先着5人

週福祉総務課☎042-481-7101

第4回高齢者福祉推進協議会

Mグリーンホール小ホール

定当日先着5人

間高齢者支援室☎042-481-7149

(仮称) 調布駅前広場公衆トイレの整備

調布駅前広場の公衆トイレの新築工事をしています。整備に当たり、5つの整備方針(①公衆トイレとしての基本性能②調布駅前広場にふさわしいデザイン③環境にやさしい脱炭素型④非常時に利用可能なフェーズフリー対応の仕様⑤清潔さの持続性)を策定し、誰にでも使いやすいトイレを目指します。

関令和7年春頃まで(予定)

個詳細は市町参照。既存の公衆トイレは工事中も利用可能



問環境政策課☎042-481-7087

🔐 パブリック・コメント

A調布市文化芸術推進ビジョン(素案)

意見の提出 (案の公開) 期間/1月20日 月まで

意見の提出先・問い合わせ/〒182-8511市役所 8 階文化生涯学習課 ☎042-481-7139・**■**042-481-6881・**■**bunsin@city.chofu.lg.jp

B調布市自殺対策計画(第2次)(素案)

意見の提出 (案の公開) 期間/1月17日 (必着) まで **意見の提出先・問い合わせ**/〒182-0026小島町2-33-1文化会館たづ

■042-441-6101 • **■**kenkou@city.chofu.lg.jp

くり西館保健センター4階健康推進課☎042-441-6100

©調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)改定(素案)

意見の提出 (案の公開) 期間 / 12月20日 ⊜~1月21日 (必着) **意見の提出先・問い合わせ** / 〒182−8511市役所 3 階福祉総務課 **☎**042−481−7101・**■**042−481−7058・**■**fukusou@city.chofu.lg.jp

②第3期調布っ子すこやかプラン(案)

意見の提出 (案の公開) 期間 / 12月20日 (必着) 1月24日 (必着) 意見の提出先・問い合わせ / 〒182−8511市役所 3 階子ども政策課 ☎042−481−7106・■042−499−6101・■kodomo@city.chofu.lg.jp

A~D共に

案の公開場所/意見の提出先、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、各図書館・公民館・地域福祉センター(染地除く)、教育会館(1階)、市皿、❸のみ子ども家庭支援センターすこやか、青少年ステーションCAPS、⑥のみ総合福祉センター、⑥のみ認可保育園などの市内の子ども関連施設

意見の提出方法/直接(開庁・開館時間のみ)または郵送・FAX・Eメール、専用フォームに、住所、氏名、意見を明記し、期限までに各提出先に提出(各公共施設の意見提出箱にも提出可)

提出意見とその考え方の公表 / △ ● 2 月頃 ● ● 3 月頃に市 ■ などでお知らせ